

刑弁でGO!

第11回

事例研究

冒頭陳述を考える—模擬裁判の例を参考に—

刑事弁護委員会副委員長 布川佳正 (60期)

先日、東京地裁において全国初の裁判員裁判が実施された。

今回は、裁判員裁判で必須となる冒頭陳述について、ある模擬裁判の事例を基に、1つの例を示したいと思う。

事案

外国人の青年が酒に酔って引き起こした強制わいせつ致傷の事案である。飲酒による影響で犯行時及びその前後の被告人の記憶は明瞭ではないが、犯人性についての争いはない。

冒頭陳述例 (以下、仮名)

今回の事件は、日本で一生懸命働いていた青年が酒に酔って引き起こした初めての過ちです。

レザさんは、自分のしたことを深く反省しています。

彼は、今すぐ刑務所に入らなければならないような青年ではありません。(①)

これからその理由を、3つに絞ってお話させていただきます。(②)

まず、1つは、レザさんがどのような青年なのかということです。

2つ目は、レザさんが事件後被害者の方と示談をしたということです。

そして、3つ目は、レザさんが今回の事件を引き起こしたことによって、既に厳しい制裁を受けているということです。

それでは、最初にレザさんがどのような青年なのかについてお話いたします。(③)

レザさんは、 α 国に生まれました。レザさんの家庭は決して裕福ではありませんでしたが、一生懸命勉強をして、大学に進学しました。大学在学中、レザさんは、日

本文化に関する講義を受けたことがきっかけで、日本に強い関心を持つようになりました。そして、大学3年生のとき、レザさんは、A大学との交換留学制度を利用して日本にやってきたのです。A大学では、半年間、日本の歴史などを学びました。

レザさんは、大学を卒業した後、大学院に進学しました。そして、大学院在学中に、レザさんは、留学の経験を活かそうと思い、ひまわり社の入社面接を受け、内定をもらいました。

そして、昨年1月、レザさんは、ひまわり社で働くために、日本にやってきました。その後、彼は、ひまわり社のプログラマーとして、事件当日まで、一生懸命働いていたのです。実際、彼の働きぶりは、会社の同僚や上司からはもちろん、取引先からも、高い評価を受けていました。(②)

また、レザさんは、とても思いやりのある青年です。彼は、休みの日にも出社をして、同僚の仕事を手伝っていました。しかも、受け取った給料の一部を α 国にいる両親に仕送りしていました。

このようにレザさんは、とても心優しい青年なのです。もちろん、彼には、前科前歴はありません。

次に、レザさんが事件後に被害者の方と示談をしたことについてお話いたします。(③)

レザさんは、事件後、自分の犯した罪を悔い、被害者の方に謝罪をしなければと思いました。そして、彼は、被害者の方宛に謝罪文を書きました。

また、レザさんは、上司の四谷さんの協力を得て、被害者の方と示談もしています。この示談の中で、レザさんは、いくつかの約束をしました。

主な約束は次の3つです。(③)

1つは、被害者に対する謝罪の気持ちとして100万円を支払うことです。

2つ目は、今回の裁判が終了したら、速やかにα国に帰国するという事です。

3つ目は、α国に帰国した後、日本に戻ってこないということです。

レザさんは、被害者の方に100万円を支払いました。

残り2つの約束についても、上司の四谷さんが責任をもって実現させると言ってくれています。

最後に、レザさんが、今回の事件によって、既に厳しい制裁を受けていることについてお話しいたします。(③)

現在の法律の下では、1年以上の懲役刑判決を受けた外国人が再び日本に入国することはできないとされています。

つまり、レザさんがこの裁判で1年以上の懲役刑判決を受ければ、たとえそれが執行猶予付きの判決であったとしても、彼が再び日本で暮らすことは非常に困難なのです。そもそも、レザさんは、この裁判が終了したら、速やかにα国に帰国し、再び日本に入国しないことを被害者の方と約束しています。

ですから、将来、レザさんが再び日本にやってくるということはありません。

このことはレザさんにとって何を意味するのでしょうか。

1つは、これまで頑張ってきた仕事を失うことを意味します。

また、レザさんには、竹橋千代さんという日本人の婚約者がおります。

したがって、レザさんが、再び日本に入国することができないということは、今後、レザさんと彼女は、日本で一緒に暮らすことができないということを意味するのです。

このように、レザさんは、今回の事件によって、厳しい制裁を受けることになっているのです。

これから行われる審理において、注目してもらいたい点が2つあります。

1つは、レザさんがどのような青年なのかという点です。彼は、心の優しい青年で、仕事も一生懸命やっていました。この点は、上司の四谷さんと婚約者の竹橋千代さんにお話ししてもらいます。

2つ目は、レザさん自身が、事件後、何を考え、どのようなことをしたのかという点です。

この点は、レザさん自身に話をしてもらいます。

この2点に注目してこれから行われる審理を見てください。

そして、ここにいるレザさんが、今すぐ、刑務所に入らなければならないような青年なのかどうかを判断してください。(①)

意識した点

① 初頭効果・新近効果の活用

人間は、最初と最後に見聞きしたことを最もよく記憶する傾向にあるといわれている。そこで、今回は、出だしと終わりに弁護人の主張（ケースセオリー）のポイントを簡潔かつ強く示すことにした。本件では執行猶予か実刑かということが争点になっていることが明らかである。

そして、指摘する情状要素を、i 被告人がまじめな生活を送ってきた者であること（経歴）、ii 示談の成立、iii 被告人が受けた社会的制裁の3点に絞って、執行猶予判決を獲得するという方針を立てた。

② 事実をストーリーとして語る

聞き手に事件のイメージを抱いてもらうためには、事実をストーリーとして語る事が効果的であるといわれている。そこで、情状要素を羅列するのではなく、被告人の目線から事実を時系列に沿って語ることにした。

また、時系列に沿って語る事により、当該被告人がどのような人物であるかということを理解してもらいやすく工夫した。

③ 項目立てと見出しの活用

これから何について話すかを示し、かつその項目を3点に絞ることが、聞き手に予測可能性を与え、その理解を助けるといわれている。

* * *

本稿で挙げた冒頭陳述の例は、あくまで一つの例であり、改善すべき点が多々あることはいうまでもない。そもそも、弁護人の冒頭陳述はまだまだ新しい分野なので、今後、各弁護人が試行錯誤しながらより効果的な冒頭陳述のスタイルを見つけ出していくことになると思われる。